

<厚生労働省からの提供資料>

- ・ 応急仮設住宅等の確保状況（平成23年10月13日時点把握） ···· 1
- ・ これまでに発出した応急仮設住宅に関する通知 ···· 2
- ・ 応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームについて ···· 7
- ・ 応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査（概要） ···· 8

## 応急仮設住宅等の確保状況(平成23年10月13日時点把握)

県名	応急仮設住宅		
	仮設住宅 (建設分)	完成戸数(A)	民間賃住宅 (借り上げ分)
岩手県	13,984	13,046	93.3%
宮城県	21,854	20,244	92.6%
福島県	15,199	11,357	74.7%
被災3県以外	315	309	98.1%
合計	51,352	44,956	87.5%
			60,396

※完成戸数については、国土交通省調べ(10月11日時点)

## これまでに発出した応急仮設住宅に関する通知

番号	発出日	タイトル	概 要
1	平成23年3月12日	避難所の生活環境の整備及び応急仮設住宅の設置等による避難所の早期解消について(留意事項)	避難所生活環境の整備及び応急仮設住宅の設置等による避難所の早期解消について岩手県、宮城県、福島県に通知。
2	平成23年3月17日	東北地方太平洋沖地震への対応について(職業能力開発関係)	被災地域及びその周辺地域の独立行政法人雇用・能力開発機構の公共職業能力開発施設について、地方公共団体等からの要請があつた場合には、仮設住宅用敷地等として提供することを同機構に要請するとともに、その旨を関係県に通知。 ※4月27日付で、職員宿舎跡地も新たに提供対象とするよう要請
3	平成23年3月19日	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について	都道府県が避難所や応急仮設住宅を設置した場合や旅館やホテルを借り上げた場合でも相当な経費を国庫負担することを明確化するため各都道府県に通知。
4	平成23年3月25日	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について(その3)	公営住宅等を活用して避難所又は応急仮設住宅を設置した場合にも国庫負担の対象となることから、積極的に被災者を受け入れるよう各都道府県に要請。
5	平成23年3月28日	平成23年東北太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について(その2)	震災による災害復旧工事の実施における労働災害防止のため、「応急仮設住宅の建築における安全対策」として、①複数の事業者が混在する場合における作業間の連絡調整や作業開始前のミーティングの実施、②クレーン等の建設機械を使用する際の安全対策、③高所作業時や安全帯使用等による転落防止、④各種機械・器具を使用する際の安全装置の適切な使用や保護具着用の徹底などについて、建設業関連団体へ要請。

番号	発出日	タイトル	概要
6	平成23年4月4日	東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について(その5)	応急仮設住宅については、①住家に直接被害がなくても、長期にわたり自らの住家に居住できない場合には提供できることと、②資力要件は、応急救助との趣旨等を踏まえ、必要と考えられる希望者にはできる限り供与する旨を改めて各都道府県に通知。
7	平成23年4月15日	東日本大震災に係る応急仮設住宅について	応急仮設住宅の供給促進のため、①用地確保が困難な場合には、土地の借料も災害救助法の国庫負担の対象となること、②弊害がない場合には、応急仮設住宅の建設を市町村に委任することも可能、③地元建設業者の活用も念頭に発注にあり、仕様規格等の公表も可能、④手すりを設置する等バリアフリー仕様とするようできる限り配慮するなど、⑤スロープ設置や支援員室設置等の高齢者等用の「福祉仮設住宅」の設置も可能、⑥入居決定に当たり、機械的な抽選等により行わず、従前のコミュニティの維持にも配慮し、また生活の長期化も想定して高齢者・障害者等が集中しないよう配慮すること等を、実例を引用し関係県に周知、要請。
8	平成23年4月27日	応急仮設住宅のグループホーム等に係る共同生活住居について	応急仮設住宅をグループホーム等に係る共同生活住居として活用する場合の立地や居室等の設備基準については、基準省令の規定にかかわらず、利用者の支援に支援を来さない範囲内で弾力的に取扱うこととして差し支えないことと等を関係県に周知。
9	平成23年4月27日	応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置について	平成23年度第一時補正予算(案)における介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業分)を積み増ししていくことを受けて、当該サポート拠点の設置・運営イメージ等について、地方自治体に送付。
10	平成23年4月30日	東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げについて	都道府県が民間賃貸住宅を借り上げ、現に救助を必要とする被災者に対しても提供した場合、災害救助法の対象となり国庫負担が行わること及び発災以後に被災者名義で契約したのも同様とする旨を岩手県、宮城県、福島県に通知。
11	平成23年5月6日	東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について(その7)	①応急仮設住宅への早期入居を図るために具体的な留意点、②応急仮設住宅の建設用地における造成費及び原状回復費について、必要・合理的な範囲内で災害救助法の対象となる旨を各都道府県に通知。

番号	発出日	タイトル	概要
12 平成23年5月18日	東日本大震災に係る応急仮設住宅等について		原子力災害対策本部において、屋内避難又は自力での避難が可能な方で構成される世帯は、緊急時避難準備区域における民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供与が認められたことを受け、この考え方にて従った民間賃貸住宅等に一時入居した避難者が地元の応急仮設住宅へ入居することも可能である旨を岩手県、宮城県、福島県に通知。
13 平成23年5月24日	東日本大震災に係る応急仮設住宅について(その2)		①応急仮設住宅の早期入居についての具体的な留意点の再度周知、②県外避難者に対する応急仮設住宅の募集情報等必要な情報を提供できる体制の構築の要請、③民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の家賃についての県における柔軟な対応を岩手県、福島県に要請。
14 平成23年5月30日	東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について(その8)		民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等を借り上げることにより応急仮設住宅として供与した場合、エアコン等の付帯設備について、①通常、家賃等の中で当該費用相当額を上乗せすることと、②①により対応が困難な場合、住宅の所有者・管理者に対しても設置に係る相当費用を支出した場合、国庫負担の対象となることとして差し支えない旨を各都道府県に通知。
15 平成23年6月21日	東日本大震災に係る応急仮設住宅について(その3)		応急仮設住宅についてパリアフリー化に改めて留意するとともに、①必要な場合には、完成後に簡易スロープ等のパリアフリー化の補修や応急仮設住宅敷地内通路を簡易舗装する場合及び②暑さ寒さ対策として必要な場合の断熱材の追加や二重ガラス化、日よけ、風除室の設置等地域や入居者の実情に応じて追加的に対応した場合による相当な経費の増加額について国庫負担の対象となる旨を関係県に通知。
16 平成23年6月27日	被災者居住地域における害虫等対策について		害虫等対策が適切かつ円滑に進むよう対応すべき事項等(害虫の発生状況や課題の把握、感染症予防事業費等補助金の活用、駆除活動上の留意事項等)を取りまとめ、関係県等に通知
17 平成23年7月1日	特定避難勧奨地點における応急仮設住宅の取扱いについて		原子力災害対策本部の示した取扱方針に従い、特定避難勧奨地點近傍において応急仮設住宅の建設・借り上げ・補修がある場合には、建設・借り上げ・補修を凍結し、当該地點の解除が行われた場合に再開すること及び既に入居している応急仮設住宅が特定避難勧奨地點に位置付けられた場合には、一般の住宅同様、注意を喚起し避難を支援・促進し、新たな入居は行わない旨を福島県に通知。

番号	発出日	タイトル	概要
18	平成23年7月4日	応急仮設住宅の空気環境に関するリーフレット	応急仮設住宅の空気環境に係る衛生確保の観点から、留意項目をまとめたリーフレットを作成し、関係県に周知を依頼
19	平成23年7月4日	害虫対策関係のリーフレット(被災者向け)の配布について	地域住民やボランティア等による自主的な環境衛生活動を支援するため、害虫駆除の方法や注意事項、ゴミ出しの方法等について留意点を呼びかけるリーフレットを作成し、関係県等に周知を依頼。
20	平成23年7月7日	東日本大震災に係る応急仮設住宅として民間賃貸住宅の借上げの取扱の留意点について	発災以降に被災者名義で契約した民間賃貸住宅に関して、その契約時以降、県名義に置き換える前の前の契約については、被災者が賃貸人と賃貸契約を締結した日から県と賃貸人との契約に書き換わっているとみなせる場合であれば、県が賃貸人(仲介人を含む)に対して契約時から必要な家賃を支払う旨を岩手県、宮城県、福島県に通知。
21	平成23年7月14日	建設された応急仮設住宅における暑さ対策について	建設された応急仮設住宅の更なる暑さ対策として、ゴーヤ等を外壁に茂らせる、いわゆる「緑のカーテン」について、その設置に係る必要経費を国庫補助に对象とする旨を関係県に通知。
22	平成23年7月15日	東日本大震災に係る応急仮設住宅について(その4)	①民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の家賃については、「基準額」を絶対的な「上限額」として運用するのではなく、被災世帯の個別の事情などに応じて、幅を持たせた運用を行うよう要請、②発災以降に被災者名義で契約したものについては、都道府県名義の契約に書き換えた場合、都道府県が民間賃貸住宅を借り上げて提供した場合と同様に災害救助法の対象となり国庫負担が行われる旨を各都道府県に通知。
23	平成23年7月15日	東日本大震災に係る雇用促進住宅の応急仮設住宅としての取扱について	都道府県等が災害救助法に基づき雇用促進住宅を借上げた場合、他の応急仮設住宅と同様、エアクコン等の附帯設備の設置が可能となつた旨、都道府県知事に周知。
24	平成23年7月15日	東日本大震災に係る雇用促進住宅の応急仮設住宅としての具体的な取扱について	都道府県等による雇用促進住宅の借上げにあたり、民間賃貸住宅の借上げ手続きと同様に取り扱つていただくよう、都道府県に要請。

番号	発出日	タイトル	概要
25	平成23年7月22日	避難所、応急仮設住宅等でお過ごしの方々へ、ハエ等の害虫から暮らしを守るために有効な方法について、国立感染症研究所昆蟲医学部監修のもと、リーフレットを作成し、関係県等に周知を依頼	避難所、応急仮設住宅等でお過ごしの方が、ハエ等の害虫から暮らしを守るために有効な方法について、国立感染症研究所昆蟲医学部監修のもと、リーフレットを作成し、関係県等に周知を依頼
26	平成23年7月25日	東日本大震災に係る雇用促進住宅の応急仮設住宅としての具体的な取扱いについて(その2)	雇用促進住宅のエアコンの設置について、喫緊の課題であり早急に対応することが必要であること、また、都道府県等から迅速な対応を求める要望が出されていること等から、所有者である独立行政法人雇用・能力開発機構において行っていくよう要請。
27	平成23年8月12日	東日本大震災に係る応急仮設住宅について(その5)	今後、応急仮設住宅に空き戸戸が発生した場合には、①県外など遠方に避難されている方が地元の応急仮設住宅に入居を希望する場合などであつても必要戸数が確保されていること、②新たに民間仮設住宅の活用も含めて応急仮設住宅の需要が発生しないことを前提に、応急仮設住宅におけるコミュニティーの形成、交流の促進に資するための集会や談話等のスペース等として活用できる旨を関係県に通知。
28	平成23年9月28日	東日本大震災の発生に伴い建設された応急仮設住宅における寒さ対策について	応急仮設住宅における寒さ対策が不十分であるとのご意見やご指摘がある現状に鑑み、本格的な冬を迎える前に早急に「寒さ対策」を講ずる必要があるため、関係自治体に「寒さ対策」の事例を示すとともに、早急な取組を依頼。
29	平成23年10月7日	東日本大震災の発生に伴い建設された応急仮設住宅における暖房器具の設置について	入居者のニーズなど一層の寒さ対策が求められている現状に鑑み、建設された応急仮設住宅に石油ストーブ(ファンヒーターを含む)などの暖房器具を設置した場合は、災害救助法の国庫補助の対象となることを通知。

# 応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームについて

## 1. 趣 旨

東日本大震災の被災者の住まいのために、新たに建設された応急仮設住宅の居住環境を中心とした居住者の状況を踏まえた課題を把握するとともに、必要に応じて講すべき対応等について、関係省庁間で連絡・調整を図りつつ整理するため、関係省庁等をメンバーとするプロジェクトチームを開催する。

## 2. メンバー

座長 牧 厚生労働副大臣  
後藤 内閣府副大臣

東日本大震災復興対策本部事務局次長  
内閣府政策統括官（防災担当）  
厚生労働省社会・援護局長  
国土交通省住宅局長  
岩手県東京事務所長  
宮城県東京事務所長  
福島県東京事務所長

※メンバーは座長の指名により追加することがある。

## 3. 検討事項

- ・応急仮設住宅の居住環境等に関する課題把握のための調査の実施
- ・上記調査結果を踏まえた対応等

## 4. 事務局

東日本大震災復興対策本部事務局の協力を得て厚生労働省社会・援護局が担当

# 応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査（概要）

## 1. 調査の内容

○この調査は、応急仮設住宅の居住環境を中心とした課題を把握し、講ずべき対応等を検討するため、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）の市町村及び応急仮設住宅の入居者に対して行うものである。

○調査の対象は以下のとおり。

・市町村調査：応急仮設住宅を設置する全市町村（50市町村）

・入居者調査：応急仮設住宅に入居する3,231世帯（※）

有効回答数：2,013世帯

（※）各県の団地数を考慮し、各団地から、その規模に応じて抽出した。

## 2. 調査結果（ポイント）

（注）以下において、アンケート調査結果中の表は『（→表〇）』で示している。

### （1）市町村調査

①応急仮設住宅の住環境改善の実施（見込み）状況について（→表2）

・応急仮設住宅の住環境改善の市町村の実施状況は、『風、雨よけのための風除室の設置』、『手すりやスロープの追加設置』、『玄関網戸の設置』が、それぞれ全体で約25%の団地で実施され、特に福島県での実施率が高い。

・しかしながら、その他の取組は総じて実施率が低くなっている。

②応急仮設住宅の立地状況について

・応急仮設住宅のある団地から徒歩15分圏内での『日常の買い物をする商店（街）』、『小中学校』、『病院・診療所』の有無については、全体で約4～5割の団地でこれらの施設がないとの回答であり、特に岩手県でその傾向が強い（施設ごとに約5～7割以上がないとの回答となっている。）。（→表3）

・他方、応急仮設住宅のある団地からバス等の公共交通機関で行ける範囲まで広げると、いずれの県においても、施設ごとに概ね8割程度があるとの回答となっている。（→表4）

・なお、徒歩15分圏内又はバス等の公共交通機関で行ける圏内にこれらの施設がない場合の市町村の対策を見ると、『バス・タクシーなどの公共交通の確保』が約5割、『学校、病院等の個別送迎の実施』が約3割の団地で実施されている。（→表5）

## (2) 入居者調査

### ①調査回答率 (→表6)

今回の調査においては、調査対象3,231世帯のうち、2,013世帯から回答が寄せられた。(回答率約62%)

### ②調査対象世帯の状況 (→表7～表10)

- ・調査対象世帯の世帯人数は、2人世帯が最も多く(約3割)、次いで3人世帯(約2割)という状況であった。(単身世帯は約15%)
- ・世帯構成は、『高齢者(65歳以上)がいる世帯』が全体で約6割と多い状況。
- ・自家用車の有無については、いずれの県においても、約8割から9割の世帯で自家用車を所有しているという状況であった。
- ・入居する応急仮設住宅の間取りは、『2DK』が最も多く、全体の約65%という状況。この点について、入居者からは、世帯人数に比して間取りが狭いという声が多く寄せられている状況にある。

### ③応急仮設住宅等の設備等に係る改善点について (→表11)

- ・応急仮設住宅等の設備等に係る改善点は、『収納スペース』、『玄関』において最も多く、全世帯の約4割が回答しており、次いで『浴室』、『屋根・庇』、『居室』(約25%)の順となっている。
- ・これらの項目に係る自由記載欄の主な内容は以下のとおりである。

#### ア 『収納スペース』に係る主な記載事項

- ・収納スペースが狭い・少ない。(各部屋に収納が必要、物置きが必要、押入れの上段に棚がほしい等)

#### イ 『玄関』に係る主な記載事項

- ・玄関を開けると雨・風が入り込むため、庇を長くしたり、玄関を囲ってほしい。
- ・狭くて靴や下駄箱が置けない。
- ・網戸がほしい。

#### ウ 『浴室』に係る主な記載事項

- ・追焚き機能がほしい(関連して、給湯の際の温度調節機能をほしいとの意見もあり)。
- ・換気が悪いので浴室内に窓がほしい。

#### エ 『屋根・庇』に係る主な記載事項

- ・屋根・庇が短いので長くしてほしい。

#### オ 『居室』に係る主な記載事項

- ・狭い(居住している人数に比して狭い、収納スペースがない等)

#### ④応急仮設住宅の立地状況について

##### 〈日常の買い物の利便性〉(→表12～表15)

- ・応急仮設住宅の立地状況について、『日常の買い物の利便性』については、約4割の世帯が「悪い」又は「ひどく悪い」と回答している。この傾向は、福島県でやや小さいものの、岩手県でやや大きくなっている。
- ・なお、上記の「悪い」又は「ひどく悪い」との回答があった世帯の約8割が自家用車を所有している。また、これらの世帯が属する団地について、市町村調査の中での立地状況の位置づけをみると、約3割が『団地からの徒歩15分圏内』、約9割が『バス等の公共交通機関で行ける圏内』となっている。
- ・移動手段としては、いずれの県においても、7割以上の世帯が自家用車を使用している。

##### 〈通勤の利便性〉(→表16・表17)

- ・『通勤の利便性』については、全体の約2割の世帯が「悪い」又は「ひどく悪い」と回答し、「該当なし」又は「無回答」であった世帯を除くと、約3割の世帯がそのように回答している。この傾向は、福島県でやや小さいものの、岩手県と宮城県でやや大きくなっている。
- ・移動手段としては、いずれの県においても、5割以上の世帯が自家用車を使用している。

##### 〈通学の利便性〉(→表18～表22)

- ・『通学の利便性』については、小中学校、小中学校以外のいずれについても、全体の約1割の世帯が「悪い」又は「ひどく悪い」と回答し、「該当なし」又は「無回答」であった世帯を除くと、小中学校で約4割、小中学校以外で約5割の世帯がそのように回答している。
- ・なお、上記のうち、小中学校への通学の利便性が、「悪い」又は「ひどく悪い」との回答があった世帯が属する団地について、市町村調査の中での立地状況の位置づけをみると、約4割が『団地からの徒歩15分圏内』、約9割が『バス等の公共交通機関で行ける圏内』となっている。
- ・移動手段としては、自家用車が最も多く、次いでバスを利用する世帯が多い。

##### 〈病院・診療所への通院の利便性〉(→表23～表26)

- ・応急仮設住宅の立地状況について、『病院・診療所への通院の利便性』については、約4割の世帯が「悪い」又は「ひどく悪い」と回答している。この傾向は、福島県で小さいものの、岩手県で大きくなっている。

- ・なお、上記の「悪い」又は「ひどく悪い」との回答があつた世帯の約8割が自家用車を所有している。また、これらの世帯の属する団地について、市町村調査の中での立地状況の位置づけをみると、約2割が『団地からの徒歩15分圏内』、約9割が『バス等の公共交通機関で行ける圏内』となっている。
- ・移動手段としては、約7割の世帯が自家用車を使用しており、この傾向は福島県でやや高い。

⑤今、お困りのこと・心配していることについて（→表27）

- ・応急仮設住宅の居住環境以外で困っていること・心配していることとしては、『経済面』と回答した世帯が最も多く、調査対象世帯の約5割が回答しており、次いで『健康面』、『仕事（雇用）』（約2割）の順となっている。
- ・これらの項目に係る自由記載欄の主な内容は以下のとおりである。

ア 『経済面』に係る主な記載事項

- ・今後の生活に不安（収入・仕事）
- ・借金（住宅ローン等）の返済があり不安
- ・家の再建ができるか不安

イ 『健康面』に係る主な記載事項

- ・身体的な意味での病気・健康が不安
- ・精神的な意味での病気・健康が不安
- ・通院が大変

ウ 『仕事（雇用）』に係る主な記載事項

- ・失業・休業・廃業中なので仕事がない、再開の目途がない。

（注）アンケート調査結果は、厚生労働省ホームページで公表しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001pw11-att/2r985200001pw63.pdf>